

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874



一 現行安保条約に代るべき新条約に付ては、昨秋米在京米大使との間に詳細意見の交換を進めて来たが、この程、前文以下十ヶ条の形に定むることに意見の一致を見た。その概要は以下述べる如くである。

二 前文に於いては、(1)両国が政治的・経済的・各分野に亘り友好関係の緊密化を希望するとともに民主主義を擁護することを希望すること、(2)国連憲章の精神を尊重し国際平和の維持を旨とすること、(3)極東の平和と安全に共通の関心を有すること、等の諸点を謳つて新条約締結の趣旨を明らかにする。

極秘

三 本文冒頭の条項には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における日米兩國の協力関係を謳う条文をそれぞれ置くこととする。

四 米國が相手國に対する援助義務を約束する条約には、自助及び相互援助の精神を謳う所謂ウアンテンバック決議を体した条文を置くことが堅い原則となつており、米上院が固執する既成の字句が回つてゐる。他方この点はわが国憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話合つた結果、次の如き字句に付意見の一致を見てゐる。（括弧内は米國の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。）

「締約國は、個別的に及び相互に協力して（单独に及び共同

して)、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力(個別的及び集団的能力)を、「憲法の規定に従うことを条件として」維持し発展させる。」

五、締結条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、又日本の安全又は福東に及ぼる国際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明にする。

なお日本国の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂間接侵略も当然安全に対する脅威に他ならないから、間接侵略に於ても協議の対象となる。

六、米国の援助義務に関する規定は条約の最も重要な規定であり、又わが方からしても条約地域の決め方の問題として重視する所で

ある。この条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものと認め、憲法の規定と手続に従つて、共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」

という字句に付意見の一致を見ている。米国が援助義務を引受ける場合は相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約地域を日本の施政下にある地域と局限することは極めてむづかしい問題であるが、日本の憲法問題や国民感情等に付米大使とも懇談した結果、米側も右の如き条文に合意したものである。

なお右の案によれば、沖縄小笠原は施政権回復と共に自動的に

条約地域に組入れられることとなる。

七 米軍の駐留に関する規定は次の如き形とした。

「日本国の安全に寄与するため、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に必要と認め、かつ、日本国が有する共通の利益を考慮

し、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。」

施設及び区域使用の細目並びに日本に在る米軍の地位は、行政協定に代る新協定で定めることとする。

八 核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題に就ては、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日

本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨を交換公文によりはつきりさせることとする。

九 本条約は国連が日本区域の平和と安全のため充分の定をする措置をとつたと日米双方が認めるときは失効することとする。もつとも発効後十年を経過した後は一年の予告をもつて廃止し得ることとする。

十 以上が条約の主たる内容である。条約の名称は、「相互協力及び安全保障条約」とすることとし、条約各条の骨子は別紙要綱の通りである。

才一条 (国際平和維持)

両締約国は国連憲章の原則に従ひ国際紛争を平和的に解決し、
国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わない
こととし、更に国連の機能強化に協力する。

才二条 (政治的・経済的協力)

両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平
和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努力
することとする。

才三条 (防衛協力)

極秘

両締約国は、個々に及び相互に協力して、伝統的かつ効果的な
自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、
憲法の規定に従うことを条件として維持し発展させることとする。

才四条 (協議)

両締約国は、条約の実施に関し、又日本の安全又は極東の平和
と安全が脅かされていると認める場合は、随時協議することとす
る。

才五条 (援助義務)

両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国
に対する攻撃を自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危
険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとす

る。かくして執られた措置は、安全保障理事会が適当な措置を執つたときは終止される。

才六条（施設区域使用）

日本国の安全並びに極東の平和と安全に与与するため、合衆国軍隊は日本にある施設及び区域を使用することが出来ることとする。施設及び区域の使用の細目並びに日本における合衆国軍隊の地位は別にこれを定めるものとする。

才七条（国連憲章との関係）

本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務ならし国連自体の責務には影響しないものとする。

才八条（批准）

本条約は批准書の交換の日に発効する。

才九条（安保条約との関係）

本条約が発効すれば現行安保条約は消滅する。

才十条（期限）

本条約は国連が日本区域の平和と安全のため充分の定をする措置をとつたと双方が認めるときは消滅する。もつとも発効後十年を経過した後は一年の守告で廃止し得るものとする。

附属交換公文

合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本外の戦闘行為のため日本の施設区域を作戦行動の基地として使用する場合は、日本政府と事前に協議する。